

諮問日：令和4年4月28日（令和4年度（検審情）諮問第1号）

答申日：令和4年11月7日（令和4年度（検審情）答申第1号）

件名：福島検察審査会における特定期間内の審査会に関する文書の一部不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載1の文書の開示申出に対し、福島検察審査会（以下「諮問庁」という。）は、不開示情報があるとして一部不開示と判断した（以下「原判断」という。）が、原判断のうち、会議の年月日の情報を不開示とした点は妥当でないから開示すべきであり、関与時間の情報を不開示とした点は、結論において妥当である。また、別紙記載2及び同3の各文書の開示申出に対し、諮問庁は、別紙記載2の文書については不存在、別紙記載3の文書については作成又は取得していないことを理由としてそれぞれ不開示の判断をしているが、前者は結論において妥当であり、後者は妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和4年3月31日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

会議の年月日及び関与時間については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条に該当しない。その理由は、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの程度は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。また、利益侵害の危険性及び運営に著しい支障が生じる危険性については、具体的に存在し、客観的に明白でなければならない

ところ、上記情報を公開しても、法的保護に値する蓋然性はなく、これら危険性についても、具体的に存在することが明白ではないからである。

#### 第4 諮問庁の説明の要旨

令和3年4月1日以降、福島検察審査会が開催された日時が分かる資料として出欠確認表（片面で7枚）（以下「本件開示対象文書」という。）があるが、同文書には、個人識別情報（検察審査員及び補充員の氏名等）のほか、公にすると検察審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（会議の年月日及び関与時間）が記載されている。検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、これらの情報が公になれば、受理日や議決日に関する情報を照合するなどして、令和3年4月1日から申出日までの間に審査を行った審査事件の審査期間や審査に要した時間（以下「審査期間等」という。）を推測され、その長短をめぐって無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。

したがって、会議の年月日及び関与時間は、公にすると検察審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条6号に定める不開示情報に相当するとして、これらの情報が記載されている部分を不開示とした原判断は相当である。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年4月28日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月13日   | 審議            |
| ④ | 同年8月1日    | 審議            |
| ⑤ | 同年10月3日   | 審議            |

⑥ 同年11月7日

審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出に係る文書は、別紙記載の各文書である。

諮問庁は、別紙記載1の審査会の日時が分かる資料として、本件開示対象文書を開示し、同文書には、個人識別情報（検察審査員及び補充員の氏名等）及び公にすると検察審査会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（会議の年月日及び関与時間）が記載されており、これらの情報は、法5条1号及び6号に定める不開示情報に相当するから、これらの情報が記載されている部分を開示しないと判断した。

これに対して、苦情申出人は、法5条6号により会議の年月日及び関与時間の情報を不開示としたことについて、苦情の申出をした。

2 まず、別紙記載1の文書について検討する。

(1) 諮問庁は、会議の年月日及び関与時間について、検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、これらの情報が公になれば、受理日や議決日に関する情報を照合するなどして、令和3年4月1日から申出日（令和4年1月31日）まで（以下「本件開示対象期間」という。）の間に審査を行った審査事件の審査期間や審査に要した時間（以下「審査期間等」という。）を推測され、その長短を巡って無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがあると説明する。

(2) たしかに、検察審査会法26条は、審査会議非公開の原則を定め、審査会議における自由な審査活動を保障しているところ、例えば、特定の審査事件について審査期間等が公になれば、その長短を巡って無用の批判や詮索を招く場合があり、それは一般の市民である検察審査員に大きな精神的負担を与

えかねないし、ひいては審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれがある。

しかしながら、本件にあつては、特定の審査事件についての審査期間等が問題となっている場合ではなく、一定期間における審査会議の年月日に関する情報が問題になっている。検察審査会行政文書については開示が原則であることを全検察審査会で申し合わせていること、検察審査会がその諸活動に対する批判を受けることが、合理的な範囲内では想定されていること、かつ、法5条6号にいう事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというためには、その程度が抽象的な可能性では足りないと解すべきことに照らせば、基本的には、一定期間の年月日に関する情報を不開示とする理由は見出しがたい。

以上に述べたところを本件に即してみてみる。この検討に当たっては、当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を参考とする。

本件では諮問庁において開示した文書から、本件開示対象期間において会議が7回行われたことが明らかになっている。これらの7回の会議の年月日の情報を開示した場合に、特定の審査事件についての審査期間等が推測される場合であるかを検討する。

この点、会議の回数は明らかになっているものの、会議の内容については明らかになっていないことから、当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を踏まえて考えると、本件については、会議の年月日の情報を開示したとしても、特定の審査事件についての審査期間等が推測されることに繋がるものではないといえる。

よって、会議の年月日の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした諮問庁の判断は妥当でないから、開示すべきである。

- (3) ただ、会議の年月日とは別に関与時間に関する情報を開示した場合には、やや異なる観点からの考慮が必要である。

この点、関与時間については、実際に会議が行われていた時間がわかる情報であり、会議の内容が明らかになっていないとはいえ、審査に要した時間を含めた会議全体の合計時間を把握することが可能な情報であることから、ある期間の係属事件数が少ないことなどから特定の審査事件についての審査期間等が推測されることになってしまう場合がある。当委員会が調査した諮問庁の審査事件数に関する統計を踏まえて考えると、本件においては審査期間等が特定される可能性が否定できない。本件は審査事件数や会議全体の合計時間が明らかになると審査した事件についての審査に要した時間が概ね特定されて、特定の審査事件についての審査期間等の特定に繋がる懸念がある。すなわち、審査期間等の長短をめぐって無用の批判や詮索を招くおそれがあり、検察審査員に大きな精神的負担を与えかねず、ひいては、審査期間等の長短を考慮する余り、自由な審査活動に支障が生じるおそれも否定できない。

以上のように、関与時間の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした諮問庁の判断は結論において妥当である。

- 3 次に、別紙記載2の文書について検討する。これは一定期間に福島検察審査会が開催された場所に関する文書である。諮問庁は、これについては不存在を理由として不開示の判断をしている。

当委員会において諮問庁に照会した結果によれば、審査会議を招集する際には、対象者に対して、会議の開催場所を記載した招集状を送付すること、この招集状は原本を送付するために事務局には残らないことが認められる。したがって、諮問庁は、別紙記載2の文書に該当する文書を保有していないと考えられる。

そうすると、上記不存在の具体的な理由を示して不開示の判断をすべきであったが、原判断は結論において妥当である。なお、原庁においては、今後の対応において、上記の点に十分に留意すべきである。

4 次に、別紙記載3の文書について検討する。これは検察審査員の性別に関する文書である。諮問庁は、これについては作成又は取得していないことを理由として不開示の判断をしている。

選定された検察審査員及び補充員の名簿は、検察審査会法施行令により様式が定められており（同施行令別記第三様式）、それに性別は記載されていない。また、選定に先立って選挙管理委員会から送付を受ける検察審査員予定者名簿にも性別は記載されておらず、検察審査会事務局の事務の遂行上も必要がないことから、別紙記載3の文書に該当する文書を作成又は取得していないと考えられる。そのほか、諮問庁において、同文書に該当する文書を保有していることを窺わせる事情も認められない。

そうすると、原判断は妥当である。

5 以上のとおり、当委員会は、本件開示対象文書について、別紙記載1については諮問庁が会議の年月日の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした判断は妥当でないから開示すべきであり、関与時間の情報を法5条6号に該当するとして不開示とした判断は結論において妥当であると判断し、別紙記載2については諮問庁の判断は結論において妥当と判断し、別紙記載3については諮問庁の判断は妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 磯 部 哲

(別紙) 本件開示申出文書

令和3年4月1日以降の

- 1 福島検察審査会が開催された日時が記載された検察審査会行政文書
- 2 福島検察審査会が開催された場所が記載された検察審査会行政文書
- 3 審査員の男女別の数が記載された検察審査会行政文書

なお、1つの文書に1から3までの複数の情報が記載されている文書を含む。